(17)点　(16)に掲げる地点から七度〇七分四二秒四六・八メートルの地
(18)の地点　(17)に掲げる地点から二九〇度五六分四二秒五一・二メートル
(19)の地点　(18)に掲げる地点から三二六度三八分〇二秒二八・三メートル
(20)ルの地点　(19)に掲げる地点から二四〇度一五分四九秒一三一・二メート
(21)ルの地点　(20)に掲げる地点から三二九度二五分一〇秒三七二・三メート
(22)ルの地点　(21)に掲げる地点から三二九度五二分〇六秒五一二・七メート
(23)地点　(22)に掲げる地点から三二七度〇五分〇九秒二・二メートルの
(24)ルの地点　(23)に掲げる地点から二三九度二六分四九秒一一九・六メート
(25)ルの地点　(24)に掲げる地点から二三六度五五分四〇秒一三七・七メート
(26)の地点　(25)に掲げる地点から三二七度三九分五四秒三〇・九メートル
(27)の地点　(26)に掲げる地点から二三七度四〇分三九秒七五・五メートル
(28)の地点　(27)に掲げる地点から三二七度一八分〇二秒三五・〇メートル
(29)地点　(28)に掲げる地点から二三七度〇九分一九秒三・二メートルの
(30)の地点　(29)に掲げる地点から一四七度〇九分一九秒三八・九メートル
(31)地点　(30)に掲げる地点から五七度〇九分二二秒七四・七メートルの
(32)の地点　(31)に掲げる地点から一四七度〇九分二一秒一五・九メートル
(33)の地点　(32)に掲げる地点から二三七度三五分〇七秒一八・四メートル
(34)の地点　(33)に掲げる地点から一四七度〇五分五九秒三五・八メートル
(35)の地点　(34)に掲げる地点から五八度五二分〇二秒二六五・一メートル
(36)ルの地点　(35)に掲げる地点から一四九度五二分〇六秒四〇一・二メート
(37)の地点　(36)に掲げる地点から二三八度四三分二三秒四〇・三メートル
(38)の地点　(37)に掲げる地点から二三八度四三分二三秒六〇・四メートル
(39)ルの地点　(38)に掲げる地点から一四七度五六分五九秒九四一・三メート

次に掲げる地点を順次結んだ線及び(1)に掲げる地点と(14)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

(1)　三等三角点「向洋」広島市南区向洋新町一丁目一五（北緯三四度二一分五八秒、東経一三二度三〇分四五秒）から四二度一〇分四五六・八メートルの地点
(2)点　(1)に掲げる地点から一四一度三〇分一八四・〇メートルの地
(3)点　(2)に掲げる地点から一六五度三二分三一四・〇メートルの地
(4)点　(3)に掲げる地点から一二六度三〇分五二・〇メートルの地点
(5)点　(4)に掲げる地点から二六度〇〇分五九・六メートルの地点
(6)点　(5)に掲げる地点から一一三度四八分一五七・〇メートルの地
(7)点　(6)に掲げる地点から二二五度三〇分七〇・〇メートルの地点
(8)点　(7)に掲げる地点から九一度三〇分五〇・〇メートルの地点
(9)点　(8)に掲げる地点から二二二度三〇分六五・六メートルの地点
(10)点　(9)に掲げる地点から二八九度三一分二三三・二メートルの地
(11)点　(10)に掲げる地点から四四度四六分二九・四メートルの地点
(12)点　(11)に掲げる地点から三四七度五五分二六一・八メートルの地
(13)点　(12)に掲げる地点から三四二度一四分八七・八メートルの地点
(14)点　(13)に掲げる地点から三二四度四六分一五九・六メートルの地

施設の新設、改良　海岸保全

平成二十一年一月三十日

○関東地方整備局告示第百八十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月一日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一般国道百三十八号	富士吉田市上吉田七丁目六六二番地先から同市上吉田七丁目六八七番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年七月一日

○関東地方整備局告示第百八十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月一日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一般国道五十一号	潮来市小泉二四六九番二地先から同市小泉二四二八番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年七月一日